（道路防災調整官）

第五十四条の三　道路部（四国地方整備局を除く。）に、道路防災調整官一人を置く。

２　道路防災調整官は、直轄国道等の防災に関する事務並びに地域道路の防災に係る調整、指導及び監督に関する事務を整理する。

第五十四条の四　（略）

（道路構造保全官）

第五十四条の五　道路部に、各地方整備局を通じて道路構造保全官六十一人（うち四十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。ただし、一の地方整備局に置かれる道路構造保全官は十七人以内とする。

２　（略）

（補償管理官）

第五十五条の十四　関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、補償管理官一人を置く。

２　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官千百七人以内を置く。

２　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十五人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官十五人以内を置く。

２　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十六人以内を置く。

２　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十二人以内を置く。

２　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十一人以内を置く。

２　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。

２　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官六十二人以内を置く。

２　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官六人以内を置く。

２　（略）

（新設）

第五十四条の三　（略）

（道路構造保全官）

第五十四条の四　道路部に、各地方整備局を通じて道路構造保全官六十二人（うち四十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。ただし、一の地方整備局に置かれる道路構造保全官は十七人以内とする。

２　（略）

（補償管理官）

第五十五条の十四　関東地方整備局及び近畿地方整備局の港湾空港部に、補償管理官一人を置く。

２　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官千六十六人以内を置く。

２　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十四人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官二十三人以内を置く。

２　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十五人以内を置く。

２　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十一人以内を置く。

２　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十五人を置く。

２　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十二人以内を置く。

２　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官五十九人以内を置く。

２　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官四人以内を置く。

２　（略）